

平成30年2月19日

北広島市教育委員会  
教育長 吉田 孝志 様

北広島市社会教育委員  
委員長 北 側



北広島市における公民館のあり方について（答申）

平成29年6月20日付け北広教社第170号にて社会教育法第17条第1項第2号の規定により貴職から諮問のありました北広島市における公民館の在り方について、別紙のとおり答申いたします。